

新 旧 対 照 表

エイズ予防薬配備要領

改 正 前	改 正 後
<p>エイズ予防薬配備要領</p> <p>第 1 趣旨 (略)</p> <p>第 2 予防薬 (略)</p> <p>第 3 予防薬の配備先 県は、次の医療機関（以下「管理受託機関」という。）に予防薬の管理を委託して配備する。 ①下田メディカルセンター（下田市） ②伊東市民病院（伊東市） ③静岡市立静岡病院（静岡市） ④藤枝市立総合病院（藤枝市） ⑤磐田市立総合病院（磐田市）</p> <p>第 4 管理受託機関の業務 (略)</p> <p>附 則 平成 9 年 10 月 14 日施行 附 則 平成 11 年 4 月 1 日改正 附 則 平成 12 年 8 月 1 日改正 附 則 平成 14 年 8 月 1 日改正 附 則 平成 14 年 9 月 25 日改正 附 則 平成 14 年 11 月 27 日改正 附 則 平成 18 年 4 月 1 日改正 附 則 平成 19 年 4 月 1 日改正 附 則 平成 21 年 7 月 1 日改正 附 則 平成 22 年 4 月 1 日改正 附 則 平成 23 年 4 月 1 日改正 附 則 平成 25 年 4 月 1 日改正 附 則 平成 25 年 11 月 1 日改正 附 則 平成 26 年 2 月 1 日改正 附 則 平成 26 年 6 月 1 日改正 附 則 平成 27 年 4 月 1 日改正 附 則 令和元年10月 1 日改正 附 則 令和 3 年 4 月 1 日改正 附 則 令和 6 年 1 月 17 日改正</p>	<p>エイズ予防薬配備要領</p> <p>第 1 趣旨 (略)</p> <p>第 2 予防薬 (略)</p> <p>第 3 予防薬の配備先 県は、次の医療機関（以下「管理受託機関」という。）に予防薬の管理を委託して配備する。 ①下田メディカルセンター（下田市） ②伊東市民病院（伊東市） ③静岡市立静岡病院（静岡市） ④藤枝市立総合病院（藤枝市） ⑤磐田市立総合病院（磐田市）</p> <p>第 4 管理受託機関の業務 (略)</p> <p>附 則 平成 9 年 10 月 14 日施行 附 則 平成 11 年 4 月 1 日改正 附 則 平成 12 年 8 月 1 日改正 附 則 平成 14 年 8 月 1 日改正 附 則 平成 14 年 9 月 25 日改正 附 則 平成 14 年 11 月 27 日改正 附 則 平成 18 年 4 月 1 日改正 附 則 平成 19 年 4 月 1 日改正 附 則 平成 21 年 7 月 1 日改正 附 則 平成 22 年 4 月 1 日改正 附 則 平成 23 年 4 月 1 日改正 附 則 平成 25 年 4 月 1 日改正 附 則 平成 25 年 11 月 1 日改正 附 則 平成 26 年 2 月 1 日改正 附 則 平成 26 年 6 月 1 日改正 附 則 平成 27 年 4 月 1 日改正 附 則 令和元年10月 1 日改正 附 則 令和 3 年 4 月 1 日改正 附 則 令和 6 年 1 月 17 日改正 <u>附 則 令和 6 年 4 月 1 日改正</u></p>

改正前

様式第1号～別紙1
(略)

改正後

様式第1号～別紙1
(略)